11月20日

議会運営検討協議会

#### 午後1時01分開会

#### 1 検討課題の協議

(1) 市長の決算審査特別委員会への出席

#### 【協議結果】

本件について引き続き協議を行い、次回は、本日意見のあった公明党案を加えて、協議することとなった。

## 【主な意見】

〇石田 (康) 座長 前回までの議論を踏まえ、議論のたたき台として、決算審査特別委員 会に関する見直し案を提示させていただいた。これについて各委員の意見を伺いたい。

○織田委員 分科会方式で審査を行うことになるが、仮に質疑が他の局に関連する内容と なった場合はどのように対応するのか。

○石田 (康) 座長 その点については今後の論点の一つとなると思われるが、一つの分科 会で、少なくとも3つの局を所管していることから、通告内容を整理して、該当する局が 出席した時に質疑していくようなイメージになると考えられる。

○浜田委員 分科会が常任委員会と同様の所管局を担当することを想定すると、1日での開催では日程が不足すると思われる。また、5つの分科会の同時開催は困難と思うので、見直し案の案1と案2をアレンジし、全体として6日間の日程の中で、それぞれの分科会を2日ずつ開催する方法がよいのではないかと思う。

例えば、1日目は総務委員会関係の分科会を開催、2日目は、市民委員会関係の分科会と健康福祉委員会関係の分科会を同時に開催し、3日目はまちづくり委員会関係の分科会と環境委員会関係の分科会を同時に開催する。4日目以降は、これをもう1回繰り返すこととして、それぞれの分科会を2回開催する方法である。

総務委員会関係の分科会は、教育委員会を所管し、こども本部が関連することが多いと考えられるため、関連する理事者の出席の調整が容易となるよう他の分科会と同時の開催とはせず、単独の開催にすべきと思う。

○石田 (康) 座長 ただいま浜田委員から御提案をいただいたが、考え方を資料にまとめていただければ、議論もしやすいと思う。できれば次回の協議会までに資料を作成し、提出していただきたいが、いかがか。

○浜田委員 次回までに資料を作成したい。

○織田委員 浜田委員に伺うが、委員の発言時間については、どのように考えているか。

○浜田委員 1日当たり1人30分とすると2日間で合計1時間となり、現状の時間よりもかなり長くなるため、激変緩和として、1日当たり20分、2日間で40分とするのがよいと考える。

〇井口委員 見直し案では、発言時間を30分としているが、1つの局に対して30分質 疑する者もいれば、3つの局に10分ずつ質疑して30分となる者もいると思うが、発言 時間については一人ひとり計測するのか。

○石田 (康) 座長 そのようにイメージしている。

○井口委員 総括質疑を実施する日は、総括質疑のほかに分科会委員長報告等も実施されるが、午後5時までに委員会は終了するのか。

○石田 (康) 座長 多少は超過する可能性があるのではないかと思われる。

○井口委員 総括質疑で無所属議員の発言時間が短いと思われるが、どのような考えで1 人当たり5分30秒としたのか。

○石田 (康) 座長 少し短いとも考えられるが、この点は各委員に議論をいただきたい。

○浜田委員 見直し案での総括質疑の無所属議員の発言時間は、短すぎると思われる。ことしの9月から代表質問の発言時間が、総時間の4分の1を会派割り、4分の3を会派構成人数割りで割り振ることとなった。大会派の発言時間が減少してしまうかもしれないが、この代表質問の算出方法を参考とすれば、全体として妥当な配分となるのではないか。

○沼沢副座長 ことしの9月からの代表質問の発言時間の割り振り方法は、あくまでも今期限りの暫定的な割り振りなので、その点は考慮して、総括質疑の割り振りも考えなければならない。また、総括質疑の日数は、他都市の事例を見ると1日より多く開催している都市もあるので、細かい時間調整等も必要であるが、1日に限らず1.5日とする選択肢も考えられるのではないかと思う。

○松原委員 分科会について、先ほど1分科会につき2日間の開催という意見が示されたが、必ずしも5分科会を2日間開催するというのではなく、1日もしくは1.5日とすることも考えられるのではないか。

○石田 (康) 座長 それでは、本日はこの程度にとどめ、次回は、本日お示した見直し案 に、先ほどの浜田委員からの提案を加えて、引き続き協議をしていきたいと思うが、よろ しいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのようにさせていただく。

(2) 会議時間のあり方

【協議結果】

議会運営検討協議会報告書(第4回)「会議時間のあり方」(案)のとおり、議会 運営委員会へ報告することを確認した。

なお、報告書における委員の発言に関する文言等に細かい修正が必要な場合は、1 1月30日までに事務局あて申し出ることとした。

【主な意見】

○石田 (康) 座長 本件については、これまで4回ほど協議を重ねてきたが、協議会としては意見の一致に至らなかった。そのため、前回の協議会で協議を終了し、本日は、これまでの各委員からの意見を取りまとめる形で報告書の案を配付させていただいた。

これについて御意見があればお願いしたい。

(なし)

○石田 (康) 座長 特になければ、報告書案のとおり、議会運営委員会委員長あて報告書 を提出することとしたいがよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように決定する。

なお、各委員の発言部分で細かい文言の修正が必要だと思われる場合は、11月30日 までに事務局あて申し出ていただきたい。

(3) 区長の一般質問等への出席(予決特に関する部分)

【協議結果】

一般質問に準じた取扱いの詳細、議会運営の手引きの改正内容、発言通告書の書式の修正について、それぞれ確認を行い、議会運営検討協議会報告書(第5回)「区長の一般質問等への出席(予決特に関する部分)」(案)のとおり、議会運営委員会へ報告することを確認した。

なお、報告書における委員の発言に関する文言等に細かい修正が必要な場合は、1 1月30日までに事務局あて申し出ることとした。

【主な意見】

○石田 (康) 座長 本件については前回の協議会で協議がおおむね終了し、本日は、報告 書案の確認の予定となっているが、その前に、3点ほど詳細事項について確認をお願いしたい。

まず、平成22年度の議会運営委員会において、区長の一般質問への出席を決定する際に、3つの事項が決定されているので、予決特への出席についてもこれと同じ扱いとすることを、念のため確認したい。

具体的には、区長の距離的、時間的条件を考慮し、一般質問への出席に際しては、区長は発言通告があったときに一般質問に出席すること。発言通告書には具体的に区長名を明確に記載するよう、各会派、各議員が対応すること。区長は通告のあった質問者が質問に入る前までに議場に入り、当該質問者の質問が終了した後に退席できる取扱いとすることの3項目が議会運営委員会で確認されている。

予決特への出席に際しても、これと同じ取り扱いにすることが考えられるが、このようにすることでよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、議会運営の手引きの改正についてであるが、配付資料のとおり、区長の予決特への出席に関する改正を行うことで、よろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

最後に、発言通告書の書式の修正についてであるが、前回までの協議で、区長に出席を 求める際は、具体的な区長名を通告することが確認されているので、配付資料のとおり、 区長名の欄を追加するよう通告書の書式を見直すこととしたいが、よろしいか。

3

4

#### ( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、報告書案の確認をお願いしたい。ただいまの確認事項を含め、これまでの検討を 踏まえ報告書の案を配付させていただいた。これについて御意見があればお願いしたい。

( なし )

○石田 (康) 座長 特になければ、報告書案のとおり、議会運営委員会委員長あて報告書 を提出することとしたいがよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように決定する。

なお、各委員の発言部分で細かい文言の修正が必要だと思われる場合は、11月30日 までに事務局あて申し出ていただきたい。

(4) 請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与

#### 【協議結果】

本件について検討を行い、次回継続して検討することとした。

### 【主な意見】

- ○織田委員 資料の他都市の状況を見ると、請願・陳情の提出者からの意見陳述等を実施 している都市は、約5分ほどの陳述時間を設けているところが多いが、具体的な実施方法 について教えてほしい。
- ○石塚議事課長 詳細な実施方法までは確認していないが、電話での聞き取りでは、委員会開始前や休憩中に約5分ほど請願・陳情者と面会し、その後委員会での審議に入るといった都市が多いように認識している。
- ○織田委員 委員会における意見陳述等の場面では、請願・陳情者と委員とのやりとりは 行われているのか。
- ○石塚議事課長 議会によって対応が異なり、行う都市と行わない都市があると聞いているが、具体的な方法等の詳細までは確認していない。
- ○松原委員 資料の中で、例えば神戸市では平成23年に陳情が245件も提出されてい

- る。できれば、実施している議会の取り扱いを確認した上で協議をしたい。
- ○石塚議事課長 指定都市の中には委員会に付託されず審査されない陳情も運用上あるようだが、神戸市については基本的に陳情は委員会で審査していると聞いている。
- ○井口委員 請願・陳情提出者からの意見陳述等の実施を行っている都市は、会議規則に 規定を定めているのか。それとも、運用で対応しているのか確認したい。
- ○石塚議事課長 会議規則で定めている都市はなく、先例により実施している都市や、本 市の議会運営の手引きのような申し合わせに従って実施している都市があると思われる。
- ○沼沢副座長 資料では、請願・陳情提出者からの意見陳述等を実施している都市は、ほとんどが請願・陳情文を朗読していない。したがって、実際に実施しているのは2から3市程度と思われる。
- ○浜田委員 既存の参考人制度等の活用方法について確認したい。
- ○石塚議事課長 委員会条例の規定では、委員会で参考人制度を活用する場合は、委員会 で招致を決定することとされているので、委員会がその是非を判断することになる。
- 〇石田(康)座長 委員会条例の規定は、事務局の説明のとおりであるが、一方で、それ ぞれの委員会によって判断が異なることも望ましくないという観点から、運用面として定 めておくべきという考えにより、本件検討事項が議会運営検討協議会での協議事項になっ ている理解している。
- ○月本委員 本市で、過去に参考人を招致した例はあるか。
- ○石塚議事課長 例年、市民委員会で外国人市民代表者会議の正副委員長の招致を行って いるが、これ以外の事例はないと記憶している。
- ○月本委員 それ以外に、委員会で参考人招致の発議があったことはあるのか。
- ○井口委員 先日の環境委員会における陳情審査の中で、参考人の招致を提案したが、実現には至らなかった。
- ○石塚議事課長 外国人市民代表者会議の正副委員長の以外にも、委員会で参考人招致の 提案は過去にあったと思われるが、実際にその提案に対して採決を行うまでに至った例は ないと記憶している。なお、過去には、懇談会として意見を伺った例はある。
- ○井口委員 意見陳述の話に戻るが、継続審査等になった請願・陳情について再度審査する際には、時間の経過により状況の変化等が予想されることから、議会として提出者の話を直接聞く機会を設けることの意義があると思う。
- ○松原委員 横浜市と京都市は近年の事例がないとのことだが、取り扱いの詳細が分かれ

ば確認したい。

- ○石塚議事課長 両市は近年事例がないことは把握しているが、それ以上の詳細は調査していないため、再度調査したい。
- 〇石田(康)座長 横浜市と京都市の取り扱いについては、詳細について事務局に調査を お願いしたい。

それでは、各委員から御質問等をいただいたが、本日のところはこの程度にとどめ、次 回引き続き協議を行いたいと思うがよろしいか。

( 異議なし )

○石田 (康) 座長 それでは、次回引き続き協議を行うこととする。

# 2 その他

【次回会議日程】

○ 平成24年12月25日(火)午前10時ごろに開催することに決定した。午後2時04分閉会

7

